

東芝は労働委員会命令を守り争議解決を

7・20結審日に工場と本社へ要請

西田社長は 争議解決を決断し話し合いに尽じよ

東芝争議の早期解決をめざす神奈川県労働委員会への第二次申立て（九名）は、二年余りの審問で七月二十日に結審となり、結審日には首都圏の主要工場と本社、裁判所や労働委員会、さらに日本経団連（岡村正東芝会長が副会長）などへ東芝争議の早期解決を求める要請行動を行います。

東芝には、既に神奈川県労委と中労委から労働者の訴えを全面的に認める差別是正命令がだされています。労働組合法では「上級審の決定ができるまでは、労働委員会命令を履行すること」が義務付けられています。東芝が



6月16日「東芝争議支援共闘会議」結成 300名余の参加者と早期解決めざす

ます。東芝が法違反を続けることは許されません。東芝争議の全面一括解決をめざして結成された「東芝争議支援共闘会議」は、

東芝の主要事業所のある地方労連と全労連の支援を受けて、東芝が企業の社会的責任をはたして、本年中の争議解決を決断させるために全国的な運動を展開します。

東芝賃金資格差別争議とは

東芝は、労働組合を会社の意のままにするために60年代から公安警察出身者を労務担当として配置し、インフォーマル組織「東芝扇会」をつくり組合役員を扇会員で占めてきた。そのいっぽうで、自主的民主的に組合活動に取り組む人々を「問題者」名簿にリストアップして差別してきた。88年に労働組合への会社の介入をなくし組合員が主人公の組合に強めるため「労働運動を強める東芝の会」を結成した。94年の労働運動を強める東芝の会総会で、労働組合運動の前進をはばむ壁となってきた差別をなくすため「東芝の職場を明るくする会」を結成して差別是正を実現する方針を決めた。「東芝の職場を明るくする会」に結集する労働者は、労働委員会への不当労働行為救済申立て（95年）と差別是正社長申入れ運動に取り組み、2001年に地労委で、2004年に中労委で全面勝利命令を勝ち取り、2003年からの第2次申立てと申立外の仲間を含めて早期全面一括解決をめざしてたたかっている。

「法令遵守・基本的人権尊重・差別的取り扱いをしない」

東芝は自ら定めた人間尊重の行動基準を守れ

六月に就任した西田社長は、「当社グループが発展を続けるためには、・・・企業の社会的責任を果たすことにより、社会からの信頼を獲得していくことが必要不可欠です。・・・法令遵守、人権尊重・・・等のための活動を推進していく」と述べています。

さらに東芝グループ行動基準では、「人間の尊重」に関する行動基準や人事管理基本方針として、「基本的人権を尊重し、性別・人種・年齢・・・信条・思想・・・など業務遂行上直接関係のない非合理的な理由に基づく差別を行わない」と定めています。

差別を是正し争議の解決を

東芝は、みずから定めた行動基準を守って、争議の早期解決をはかってこそ、社会からの信頼を獲得することができるのではないのでしょうか。

私たちは、東芝が労働委員会命令を真摯に受けとめ



すみやかに差別是正を行うこと、申立人と共に差別是正を要求してきた労働者の差別是正と償いを含めて全面一括解決することを要求してたたかいをすすめていきます。本年中の解決をめざして、皆様の大きなご支援をお願い致します。

職場に 秘密組織はいらない

「東芝扇会」-->「自己啓発の会」は解散を

会員養成の職場管理者教育に会社が社員を派遣しており、下記のように会社の関与は明らか。横浜事業所の会では、勤労担当で警察出身の中田雅明氏が事務方をしている（H13年）。柳町の総会で事業所長が講演し、組合委員長、書記長も出席している（H14年）。H13.8.31（金）の自己啓発の会地域連絡会（柳町・CMC・横浜・ラテック）は、就業時間中の15:00から柳町工場の会議室で開催され、17:15からの研修会では南川柳町工場勤労課長（現浜川崎工場）が講演しました。

東芝争議支援共闘会議・東芝の職場を明るくする会

事務所：〒210-0006 川崎市川崎区砂子2-11-20 大幸ビル402 川崎労連内 TEL 044-211-5164

2005年 7月

〒212-0024 川崎市幸区塚越2-225 安伸ビル

Tel & Fax : 044-533-1408

ホームページ //www.kki.ne.jp/akaruku-tsb

「東芝の職場」で検索して下さい。